

～高収益作物次期作支援交付金第4次公募のご案内～

令和3年1月から3月に発令された新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための緊急事態宣言に伴う影響により売上減少の影響を受けた高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応する観点から、次期作に前向きに取り組む農業者を支援します。

支援対象となる農業者

- ◆ **令和3年1月から3月の支援対象品目の売上が、基準年（平成31年もしくは平年）の同時期より減少した農業者**

【留意点】第3次までの公募で既に交付金を受け取られた方も第4次公募による支援を受けることができます。

今回の支援対象品目となる高収益作物

- メロン ■ 香酸カンキツ（すだち、かぼす、ゆず等） ■ 切り花
- つまもの類（わさび、ハーブ類、大葉等）

支援内容

◆ 高収益作物の次期作に向けた取組例

- ・ 生産・流通コストの削減の取組
- ・ 種苗、肥料、農薬等の資材の導入
- ・ 土づくり・排水対策等の取組 等



被覆資材の導入



空調装置の導入

◆ 次期作の支援単価

① 基本単価 : 5万円/10a（中山間地域は5.5万円/10a）

② 高集約型品目の単価 : 80万円/10a

- 単位面積当たりの経営費が著しく高い施設栽培の品目（切り花など）に限ります
- また、この場合の施設は加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設に限ります（いわゆる雨よけハウスは除きます）

交付対象面積及び交付額の算定

交付対象面積：農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に確認した面積であって、①の面積を上限として②の面積を対象

- ① 支援対象品目の作付面積のうち、令和3年1月から3月の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかったほ場の面積
- ② 次期作における高収益作物の作付面積のうち、定められた取組項目の中から2つの取組を選んで同一ほ場において実施する面積

交付額：A) 農業者ごとの交付上限額 ※支援対象品目に係る令和3年1月～3月の減収額の8割

B) 交付対象面積 × 支援単価〔5万円/10a、5.5万円/10a、80万円/10a〕

A)・B)のうち小さい額を交付

下記期間において、本交付金に関する申請・相談窓口を設置しておりますので必要書類をご準備の上お問い合わせください。

【期間】 令和3年7月27日（火）まで

【窓口】 JAいしのまき各営農センター・石巻市産業部農林課

【必要書類】 **平成31年1月～3月** および **令和3年1月～3月** における支援対象品目の売上が分かる帳簿、伝票等

※JAを通して支援対象品目を出荷されている方につきましては、伝票等の準備は必要ありません。

※収入保険未加入の方は、加入に向けて共済組合との保険設計の相談等を行う必要があります。

<農林水産省 事業ホームページ> <https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/210331.html>

本事業に関する問い合わせ先

石巻市 産業部 農林課 農業振興グループ
JAいしのまき 営農部 園芸課
宮城県 東部地方振興事務所農業振興部

☎0225-95-1111(代表)

☎0225-22-1191

☎0225-95-7809